

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 27日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21330008

研究課題名（和文） 欧米憲法理論のアジアへの導入とその展開—日本・台湾憲法学の比較憲法的研究

研究課題名（英文） The Reception and Developments of Western Constitutional Theory in Asia : the Comparative Research of Japanese and Taiwanese Constitutional Law

研究代表者

今関 源成 (IMASEKI MOTONARI)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：90147942

研究成果の概要（和文）：

2009年度に早稲田大学において、2011年度に国立台湾大学法律学院において、2012年度に再度早稲田大学において、日台憲法共同研究会を開催したほか、2010年度と2011年度に日中共同シンポジウムの開催に協力した。主として日本と台湾における欧米憲法理論の受容と変容について、統治と人権の両分野にわたって多角的に比較検討し、両国の共通性と違いを明らかにしようと試みた。また、台湾と日本の憲法研究者の研究交流の場としても寄与した。各回について、中国語と日本語の2か国語による報告集を作成した。

研究成果の概要（英文）：

We held three times a Japan-Taiwan joint constitutional symposium at Waseda University(2010,2013) and National University of Taiwan(2011). In the joint symposiums, we compared ways of acceptance and transformations of the Western constitutionalism in Japan and Taiwan to try to clarify the similarities and differences between both countries in the fields of human rights and political institutions. For each symposium, we made a report collection in Chinese and Japanese.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2010年度	2,700,000	810,000	3,510,000
2011年度	2,700,000	810,000	3,510,000
2012年度	2,300,000	690,000	2,990,000
年度			
総計	10,700,000	3,210,000	13,910,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：

キーワード：公法学，憲法，比較法，台湾憲法，比較憲法

1. 研究開始当初の背景

台湾研究者との共同研究のテーマは、「欧米憲法理論の導入とその展開」とすることに、日本側、台湾側の共同研究参加者の間で基本的に合意されている。それは、戦後の日本と台湾の憲法学説・判例の展開過程において、外国、とりわけ欧米の憲法理論が頻繁に参照

され、導入されてきたが、その際にどのような憲法理論・思想が導入されてきたか、それらはどのように双方の憲法理論・実務に根つき定着してきたか、さらに、その過程においてどのような変容と独自化がみられるか、という問題を、日本と台湾の憲法状況を比較しながら検討する、というものである。本研究

は、この比較検討を通じて、日台双方の憲法および憲法学の議論の現状と問題点を点検、理解し、今後の台湾と日本、さらにはアジアの憲法学の展開について重要な視点を析出しようとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は二つある。一つは、第二次世界大戦の終結時まで同じ国家として共通の歴史と法制度の形成を体験し、大戦後はそれぞれ欧米の法思想・法制度を新たに導入して独自の法文化を構築した日本と台湾の憲法学の学説・判例について、その形成過程とその現況を比較研究することにある。

他の一つは、台湾の憲法研究者と共同研究を行い、もって交流を深めるとともに、将来の日本＝台湾憲法学会の創設を図ることにある。

3. 研究の方法

本申請にかかる研究は、外国憲法学の理論の導入の方法、外国理論の変形と適合化の過程、外国理論との比較研究のあり方に関する理論研究および事例研究を主要なテーマとして、日本と台湾の憲法研究者が共同研究を行うものである。共同研究は、いくつかの基礎理論的テーマおよび個別的テーマについて、日台双方で報告者を立ててそれぞれ研究を行い、共同研究会を開催して意見交換するという方法をとる。

4. 研究成果

(1) 2009年度日台憲法共同研究会概要

2005年度より日本と台湾の憲法研究者の研究交流を深めることを目的として科研費を取り共同研究会を実施してきた。2009年度の共同研究会は第5回となる。今回は台湾側が来日し、2010年2月21日に早稲田大学国際会議場会議室において研究会を開催した。

研究交流の範囲を拡大するために、従来のメンバー以外に報告を求めた。共同研究会のプログラムは、次のとおりである。

第1テーマ「行政権 大統領制」

顔厥安（国立台湾大学法律学院）「総統を憲法上の最高行政権機関とすることについて」

大石眞（京都大学）「半大統領制－大統領制と議院内閣制の間－」

第2テーマ「現代的人権の実効的保障」

李建良（国立台湾大学）「表現しない自由および名誉権の憲法的保障と法益の均衡－司法院大法官の「公開の謝罪の強制」に関する憲法解釈についての分析」

佐々木弘通（東北大学）「国歌斉唱行為の

強制と思想良心の自由」

黄舒芃（中央研究院法律学研究所）「職業留保政策における立法裁量－第649号解釈をめぐって」

畑尻剛（中央大学）「違憲状態に対処するための多様な手法－国籍法違憲判決」

報告者以外の参加者は、台湾側、葉俊榮教授、蔡茂寅教授、黄昭元教授、蔡宗珍副教授、張文貞副教授（以上、国立台湾大学）、日本側、園部逸夫（元最高裁判事）、岡田信弘（北海道大学教授）、小山剛（慶応大学教授）、鈴木秀美（大阪大学教授）、戸波江二（早稲田大学教授）、毛利透（京都大学教授）、松平徳仁（一橋大学大学院法学研究科研究員）、但見亮（早稲田大学助教）、松井直之（首都大学東京助教）、御手洗大輔（早稲田大学助手）、武田芳樹（早稲田大学助手）、高橋雅人（早稲田大学大学院生）であった。

台湾と日本それぞれで今日焦点となっている憲法問題について、有意義な意見交換の機会を持つことができた。

(2) 2010年度日中共同シンポジウム概要

2010年度は台湾において共同研究集会を開催する予定であったが、台湾側との調整がうまく調わず、それを見送りとせざるを得なかったため、「欧米憲法理論のアジアへの導入と展開」という課題をより広い視野から捉えるために、中国から9名の公法学者（山東大学、東南大学、中国社会科学院、華東政法大學、上海政法学院、中国青年政治学院）を迎えて「日中立憲主義の展開と公法学」というタイトルの下に共同シンポジウムを12月に早稲田大学において開催した。

立憲主義、地方自治、情報公開・個人情報保護、行政の統制のあり方などのトピックをめぐって日本と中国双方から報告者を立てて討議を行なった。これは、従来、山東大学と日本の間で行われていた「日中公法学シンポジウム」ともリンクするものであり、日本側からは早稲田大学のほか、九州大学、熊本県立大学、慶應義塾大学、中央大学、日本大学の憲法、行政法の研究者が参加した。アジアにおける欧米の憲法理論の継受の中国的なあり様を理解し、また日本と中国の公法学者の交流の機会として本共同シンポジウムは有意義なものであった。

(3) 2011年度共同研究会概要等

2011年9月14日に国立台湾大学法律学院において、台湾大学との共同研究会を開催した。報告者およびテーマは、次の通りである。

翁岳生（前司法院院長）「台湾における民

主的な憲政の発展と法律概念及び立法権」

戸波江二（早稲田大学教授）「国際人権の国内適用を巡る議論について」

張 文貞（国立台湾大学）「大法官による外国法の援用に関する実証的研究」

小山剛（慶応義塾大学）「最近の最高裁判所の判例の展開と違憲審査基準論」

黄 昭元（国立台湾大学）「近年の大法官解釈における審査基準の発展」

丸山敦裕（甲南大学）「日本における憲法上の名誉権保護の展開とその問題点」

蔡宗珍（国立台湾大学）「台湾憲法上の人権の発展」

報告者のほかに、日本側からは、岡田信弘（北海道大学）、松井直之（首都大学東京）、今関が、台湾側からは、葉俊栄教授、蔡茂寅教授ら国立台湾大学関係者および他大学の公法研究者が参加した。

憲法学の領域における台湾の研究者との研究交流の場が少ないなか、今回は、とりわけ違憲審査制のあり方について台湾と日本の最近の状況を踏まえて意見交換を行うことができ、両国の変化の動向を比較検討する機会を得たことは貴重であった。

また、10月28日、中国南京・東南大学にて開催された「第7回日中公法学シンポジウム」につき、昨年に引き続きその運営に協力し、早稲田大学から戸波江二、岡田正則、中島徹の3名を派遣し、後2者はそれぞれ「行政裁量の司法審査」、「憲法学から見た東日本大震災」を報告した。

(4) 2012年度共同研究会概要

2012年度は最終年度として、早稲田大学において2013年3月30日に第7回日台憲法共同研究「日台憲法問題の現況と展望」を開催した。台湾側からは7名の研究者が来日した。報告者およびテーマは次のとおりである。

李建良(中央研究院)「台湾における形式的平等・実質的平等の観念」

黄昭元(国立台湾大学)「女性に対するアファーマティブ・アクション(クォータ制)の発展」

蔡宗珍(国立台湾大学)「人身の自由の保障に関する新たな動き」

水島朝徳(早稲田大学)「日本における平和主義の現況と課題」

松平徳仁(帝京大学)「自粛と日本型共同体主義」

戸波江二(早稲田大学)「成年被後見人の選挙権」

報告者以外の参加メンバーは、許宗力、葉俊栄、張文貞、林昕旋(以上、国立台湾大学)、

園部逸夫(元最高裁判事)、岡田信弘(北海道大学)、石村修(専修大学)、江島晶子(明治大学)、毛利透(京都大学)、石川健治(東京大学)、松井直之(立教大学)、棚澤能生(早稲田大学比較法研究所所長)等である。

日台両国が現在直面している憲法問題のありよう、および憲法理論の道具立ての違いなどが明らかになり、双方にとって有意義な研究会であった。領土問題等をめぐり、日本と台湾、中国、韓国の間に関係が高まっている時期に開催された研究会であったが、それだけに研究者レベルで交流を行った意義は大きいと考える。

本研究は、台湾の憲法研究者との研究交流を推進するとともに、台湾と日本における欧米憲法理論の導入・受容・発展の過程を比較法的に検討し、その独自性と共通性を明らかにしてアジアにおける立憲主義の可能性について考察を行おうとするものであった。通算7回の共同研究会等を通じて、両国の憲法・憲法状況の様々な局面について認識を共有し、また両国の憲法学のあり方(欧米の憲法理論に対する対応の仕方等)の類似性と差異を相互に理解することができたように思われる。さらに、本研究は、日本と台湾の憲法学の研究交流の機会が少ない中において、両国の憲法研究者の交流の触媒となるという役割を一定程度果たし得たと考える。

アジア情勢の今後が不透明になりつつある今日、人権と民主主義という立憲主義の価値をアジア諸国との間で再確認していく必要性は高まっている。本研究は、このような文脈のなかで、今後さらに台湾だけでなく、他のアジア諸国との研究交流を深めていくための足場を築くものとして有意義であったと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計22件)

- ① 今関源成『『大学の自治』と憲法院 - 『大学の自由と責任に関する法律』判決を契機として』早稲田法学87巻2号、査読有、2012年、1-25頁
- ② 今関源成「法律時評 検察審査会による強制起訴—『統治主体』としての『国民』」法律時報83巻4号、2011年、1-3頁、査読無
- ③ 今関源成「最高裁裁判官の任命慣行の問題点」ジュリスト1400号(2010年)27-35

- 頁、査読無
- ④ 今関源成「フランス憲法院への事後審査制導入：『優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalite』」2010年、早稲田法学 85 巻 3 号、査読有、21-46 頁
 - ⑤ 戸波江二「近隣住民による開発許可取消訴訟における審理判断のあり方について：小石川二丁目マンション建築のための開発許可処分取消請求事件意見陳述書」Law and practice 6 号 (2012 年)、81-127 頁、査読無
 - ⑥ 戸波江二「法律と条例における抵触の判断方法：神奈川県臨時企業税条例と地方税法の定める法人事業税との関係」早稲田法学 87 巻 4 号 (2012 年) 1-62 頁、査読有
 - ⑦ 川岸令和「身近な表現の自由擁護のために」法律時報 84 巻 5 号 (2012 年) 31-35 頁、査読無
 - ⑧ 川岸令和「立憲主義：権力の制限と積極関与の間で」法学セミナー 688 号 (2012 年) 2-4 頁、査読無
 - ⑨ 石川健治「公法訴訟(第 19 回)不在の風景：『国賠訴訟』における責任と救済の連関について」法学教室 390 号 (2012 年)、82-90 頁、査読無
 - ⑩ 石川健治「公法訴訟(第 13 回)原告適格論のなかに人権論の夢を見ることはできるか：行政訴訟論とともに」法学教室 383 巻 (2012 年) 78-87 頁、査読無
 - ⑪ 石川健治「危機の政府／政府の危機」法学セミナー 56 巻 11 号 (2011 年) 18-23 頁、査読無
 - ⑫ 鈴木秀美「『ネット告発』と名誉毀損」ジュリスト 1411 号、2010 年、22-29 頁
 - ⑬ 岡田信弘「グローバリゼーション・法システム・民主的ガバナンス：オリヴィエ・ジュアンジャン教授の議論を手がかりに」企業と法創造 8 巻 3 号 (2012 年) 30-40 頁、査読無
 - ⑭ 岡田信弘「2011(平成 23)年最高裁大法廷判決の憲法学的研究：「法」と「政治」の接点で考える」選挙研究：日本選挙学会年報 / 日本選挙学会 編、28 巻 2 号、5-14 頁、2012 年、査読無
 - ⑮ 市川正人「最近の『三段階審査』論をめぐって」法律時報 83 巻 5 号 (2011 年) 6-11 頁、査読無
 - ⑯ 市川正人「法科大学院における大学院教育の課題と展望」立命館高等教育研究 / 立命館大学教育開発推進機構 編 11 号、15-27 頁、査読無
 - ⑰ 小山剛「単純個人情報上の憲法上の保護：住基ネット訴訟[最高裁平成 20.3.6 判決]」論究ジュリスト 1 号 (2012 年) 118-124 頁、査読無

- ⑱ 小山剛「震災と基本権保護義務」法学教室 372 号 4-6 頁 (2011 年) 査読無
- ⑲ 西原博史「リスク社会における管理目的の介入と個人の自由：喫煙の権利の位置づけを例として」早稲田社会科学総合研究 13 巻 1 号 (2012 年) 57-72 頁、査読無
- ⑳ 江島晶子「人権を“クール”に活かすには何が必要か—憲法では足りない?」世界 800 号、123-133 頁、査読無
- ㉑ 高見勝利「政権交代と政党政治の行方」ジュリスト 1414 号、14-20 頁、2011 年、査読無
- ㉒ 穴戸常寿「改正放送法と行政権限」法律時報 83 巻 2 号 (2011 年) 83-92 頁、査読無

[学会発表] (計 3 件)

- ① 今関源成「刑事裁判への『国民参加』とは何か?」憲法理論研究会、2011 年 5 月 15 日、亜細亜大学
- ② 今関源成「Pierre Rosanvallon 著 “Societe des egaux” について」早稲田大学 GCOE 企業法制と法創造「憲法と経済秩序」部会、2013 年 1 月 13 日、早稲田大学
- ③ 國分典子「公法学と法思想史—東アジアの視点から」日本公法学会、2010 年 10 月 10 日、上智大学

[図書] (計 7 件)

- ① 今関源成「刑事裁判システムと市民刑事裁判への「国民参加」とは何か?」『政治変動と憲法理論』憲法理論研究会編 (2011 年) 119-134 頁
- ② 石川健治「統治のヒストリーク」奥平・樋口編『危機の憲法学』弘文堂 (2012 年) 15-58 頁
- ③ 石川健治「憲法解釈学における『論議の蓄積志向』」樋口陽一編『国家と自由・再論』日本評論社 (2012 年)、15-34 頁
- ④ 岡田信弘「議院内閣制と政官関係—『政官関係論不在の憲法学』克服の一つの試み」『憲法問題』全国憲法研究会編 (2011 年) 67-78 頁
- ⑤ 小山剛『「憲法上の権利」の作法 (新版)』尚学社 (2011 年) 275 頁
- ⑥ 高見勝利『政治の混迷と憲法』岩波書店、2012 年、296 頁
- ⑦ 鈴木秀美「原子力災害と知る権利」『危機の憲法学』奥平・樋口編 (弘文堂) 2012 年、261-286 頁

6. 研究組織
(1) 研究代表者

今関 源成 (IMASEKI MOTONARI)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：90147942

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者

戸波 江二 (TONAMI KOJI)
早稲田大学・法務研究科・教授
研究者番号：00155540

川岸令和 (KAWAGISI NORIKAZU)
早稲田大学・政治経済学術院・教授
研究者番号：10224742

岡田 信弘 (OKADA NOBUHIRO)
北海道大学・法学研究科・教授
研究者番号：60125292

市川 正人 (ICHIKAWA MASATO)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号：10184615

西原 博史 (NISHIHARA HIROSHI)
早稲田大学・社会科学総合学術院・教授
研究者番号：10218183

石川 健治 (IHIKAWA KENJI)
東京大学・法学政治学研究科・教授
研究者番号：40176160

小山 剛 (KOYAMA GO)
慶応義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：60234910

江島 晶子 (EJIMA AKIKO)
明治大学・法科大学院・教授
研究者番号：40248985

高見 勝利 (TAKAMI KATSUTOSHI)
上智大学・法学研究科・教授
研究者番号：70108421

宍戸 常寿 (SHISHIDO JOJI)
東京大学・法学政治学研究科・教授
研究者番号：20292815

鈴木 秀美 (SUZUKI HIDE MI)
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号：50247475

國分 典子 (KOKUBUN NORIKO)
筑波大学・人文社会科学研究科・教授
研究者番号：40259312